平成２９年（フ）第３２７５号
大阪府東大阪市池島町４丁目７番35号
債務者　鞍本記久子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三木　章広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３０号
大阪府泉南郡岬町深日3069番地の74
債務者　的羽　　稔
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　武宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６０７号
神戸市長田区房王寺町３丁目３番９―309号
債務者　奥田　　修
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６１３号
神戸市東灘区深江本町３丁目３番21―1002号
債務者　冨山　　敏
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名倉　大貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月１日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０４号
岡山県久米郡美咲町周佐1154、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町前之庄2895番地１
債務者　常陰　新吾
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　悠子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３０１号
岡山市北区大元駅前９番15―208号　クリンピア大元駅前
債務者　上原　康道
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月30日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５９２号
広島市中区住吉町６番14―402号
債務者　藤村　一夫
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４５号
徳島県徳島市大原町東千代ケ丸19番地の118
債務者　篠原　世憲
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井内　秀典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
徳島地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２１２号
函館市美原１丁目２番12号
債務者　小椋　栄一
1　決定年月日時　平成29年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第６６号
長崎県諫早市小長井町川内257番地１
債務者　友永　　清
1　決定年月日時　平成29年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第８０７号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番10―305号
債務者　朝賀　英司
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９００号
埼玉県朝霞市三原３丁目１番37号　ジャスティⅡ102号室、破産申立時の住所埼玉県朝霞市三原３丁目26番12号　サンリバー三原101
債務者　飯島エマこと　イイジマ　エマ　パズ
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４２８号
埼玉県春日部市小渕467番地11
債務者　山田　香織
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４８３号
北海道旭川市春光台４条３丁目11番13号
債務者　石川　泰子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６３９号
千葉市中央区川戸町288番地６
債務者　服部　彰治
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１７４号
大津市南郷１丁目12番８号
債務者　松下　道行
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７５号
大津市南郷１丁目12番８号
債務者　松下　吏沙
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
大津地方裁判所民事部